

！重要なお知らせ！

**建設業許可証明書の
取扱いが変わります。**

令和2年4月1日より

建設業許可証明書については、

**下記の場合に限り原則1部発行
することとします。**

現在更新許可を申請中である者

※請求は1者につき1回限りとします

**災害による許可通知書の滅失、
海外建設工事の受注に必要な場合等
特段の事情がある者**

お問い合わせ

関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係

☎048-601-3151(代)